備考

一　投票送信用紙は両面印刷の方法により調製しても差し支えないが、投票記載部分及び必要事項記載部分の裏面には何も印刷しないこと。

二　投票送信用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

三　二以上の憲法改正案について国民投票を行う場合においては、いずれの憲法改正案に係る投票送信用紙であるかを表示しなければならない。

四　投票送信用紙に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印は、指定市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、指定市町村の印をもってこれに代えても差し支えない。

五　不正行為を防止することができる方法で投票送信用紙を印刷することができると認められる場合に限り、指定市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票送信用紙に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。

六　指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第八十二条に係る請求を受けた場合は投票送信用紙の必要事項記載部分の「１．指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項」欄に、令第八十二条の三に係る請求を受けた場合は投票送信用紙の「１．指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項」欄及び「２．不在者投票管理者等の記載事項」欄中「②指定船舶等の名称」欄に必要な事項を記入して交付しなければならない。

七　指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、二以上の憲法改正案がある場合は、必要事項記載部分の「１．指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項」欄中「③憲法改正案の種類」欄に憲法改正案の種類を記入して交付しなければならない。

八　投票送信用紙の注意事項記載欄の余白には、必要と認められる事項を記載することができる。